射水市告示第３１５号

令和８年度介護保険料督促状の公示送達について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、令和８年度介護保険料（第３期）督促状の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を射水市福祉保健部介護保険課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月２９日

射水市長　夏　野　元　志

記

1　科目別文書

介護保険料督促状（令和8年度第3期）

2　送達を受けるべき者の氏名

番号	氏　　名
1	三国　相吉